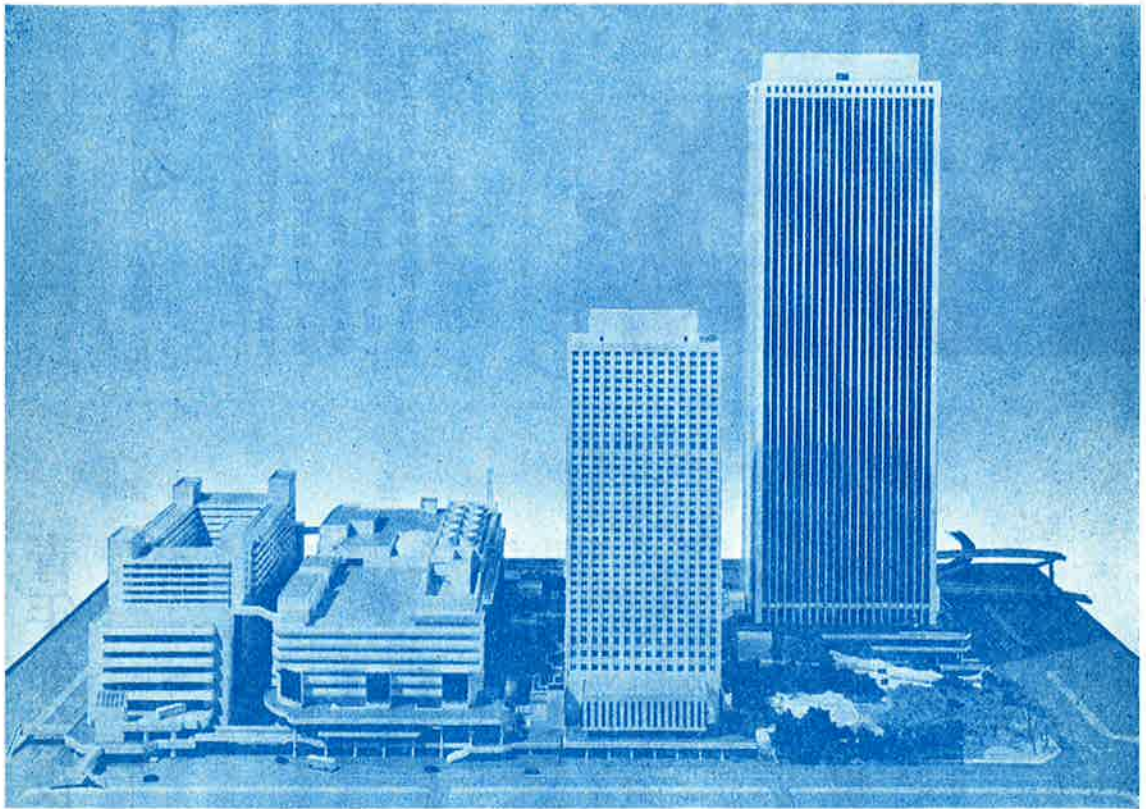


# 報 豊 島 法 人 会 報

昭和52年7月15日

七 月 号

( No. 11 )



## 目 次

表 紙	1
青年部会設立総会盛大に挙行さる	2
青年部会役員紹介	2
青年部会規約	2
事業計画	3
年間事業活動実施計画の大綱決る	4
相続税、贈与税等を研修した 浴場部会	4
税務処理のポイントを研修した 酒販部会税務研修会	4
関心をあつめた特別減税説明会 石巻法人会定時総会に今井会長等 四名参加	5
都税事務所だより	5
社長実務学(社長の癖と直し方)	6
税のことわざ集(3)	7
豊島区の風土記	8
夏は食中毒のシーズン	9
明るい窓口(とみん銀行)	10
社会保険事務処理の 委託はいかがですか	10
国民金融公庫の融資のご案内	11
中学生の「税に関する作文」集①	12
あとがき	12

### 青年部会設立総会

## 盛大に挙行さる

六月二十九日午後二時より東鳴信用金庫東池袋支店会議室に於いて、大森税務署長、小田副署長、他多数の署幹部の方々並びに当法人会の正副会長、各委員長の臨席のもとに約七〇数名の青年部会員が参集し、青年部会設立総会が盛大に挙行された。最初に発起人の甘利氏の辞に始まり、発起人を代表して椎貝氏のあいさつ、ついで当初より青年部会設立に当られた多田総務委員長、の経過報告があり、議題に入った。議長には青年部長老の植松氏が選任され、左記の議案を万場一致で決定した。

#### 記

- 第一号議案 規約承認の件
- 第二号議案 事業計画承認の件
- 第三号議案 役員選任に関する件

議事終了後役員紹介があり、役員を代表して部長のあいさつ、来賓を代表して今井会長、大森署長の祝辞があり、総会は滞りなく終了した。尚終了後ささやかなパーティが開かれ、宮沢氏のあいさつ後、小田副署長の乾杯の音頭により乾杯がなされ、青年部会の発足と前途が祝福された。

尚、当日臨席の署の幹部の方々を紹介を二宮統括官より、法人会役員及び職員を紹介を高田専務理事よりなされ、活気あふれるいぶきの中でお互いの交歓がつくされ、最後に西部副部長のあいさつにより盛会裡の中に四時に散会した。



### 青年部会役員紹介

部会長	榑千野時計店	宮沢卷平
副部会長	榑甘利建築設計事務所	甘利誠男
〃	大野寝具榑	大野喜久
〃	矢東タイヤ商事榑	金森三吉
〃	中橋商事榑	椎貝博史
〃	中越自動車用品榑	西部善之
〃	榑かつ半	森東洋男
〃	大進興業榑	寺田昌弘
〃	榑佐藤庄工務店	佐藤和夫
〃	榑藤森電機製作所	藤森俊晴
〃	榑雨宮工務店	雨宮雅美
〃	ナカトシ産業榑	中村利幸
〃	榑神田興産榑	木村一雄
〃	榑中島ジャーシー	中島俊次
〃	榑米原商店	米原稔

### 青年部会規約

- 第一条 本会は(社)豊島法人会青年部会と称する。
- 第二条 (社)豊島法人会青年部会(以下本会という)は(社)豊島法人会(以下法人会という)定款第三条に規定する部会として組織するものであって、法人会員のうち、年令四十五才までの本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
- 第三条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続を行うことによりて入会することができる。

第十五条 とともに法人会に報告し、法人会理事会の承認を得なければならぬ。

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌三月三十一日に終了する。

#### 付 則

- 一、この規約以外の施行に必要な事項は、すべて法人会の定款を準用する。
- 二、会費は当分の間、無料とする。
- 三、特別な事業又は役員会において決定された場合は、その都度臨時会費を徴収することができる。
- 三、この規約は、昭和五十二年六月二十九日から施行する。

### 事業計画

青年部会設立の趣旨に基づき下記の事業を行なう。

#### 記

- 一、税法、税制に関する研究会並びに講習会。
- 二、税務当局関係各官庁との懇談会及び研修会。
- 三、経営に関するセミナー、研修視察。
- 四、法人会の事業活動に積極的に支援参加。
- 五、親睦を図る為の旅行会、趣味の会。
- 六、その他、必要な諸事業。

- 第四条 本会の事務所は、法人会事務局内に置く。
- 第五条 本会は法人会の理念に則り、健全な税務及経営に関する知識の相互研鑽を図ることにより、法人会の事業推進に積極的に支援協力し、法人会の発展に寄与することを目的とする。
- 第六条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 一、税務及経営に関する知識についての研修会、その他会員の資質の向上に必要な集會等を開催すること。
  - 二、会員相互の連絡協調を図ること。
  - 三、法人会が行う事業活動への協力に関すること。
  - 四、その他目的を達成するために必要なこと。
- 第七条 本会に次の役員をおく。
 

部会長	一名
副部会長	五名
會計	二名
幹事	若干名
- 第八条 幹事は総会において、その会員中より選任する。
- 第九条 ① 部会長は会務を総理し、本会を代表して法人会役員会に出席するものとする。
  - ② 部会長事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。
  - ③ 會計は會計事務を処理する。
  - ④ 幹事は総会の決議に従い本会の運営を協議執行する。
- 第十条 一、役員任期は二年とし、再任を妨げない。
- 二、役員任期途中、第二条の年令四十五才をすぎても任期中は解任しない。

- 第十一条 会議は総会および役員会とし、部会長がこれを召集し議長となる。
- 第十二条 総会は毎年四月に召集する。
- 第十三条 総会および役員会は、会員または役員の出席者の過半数の同意を得て議決する。
- 第十四条 本会の経費は、別に定める会費及び法人会の青年部事業資金並びに臨時会費をもってこれにあてる。
- 第十五条 本会の収入・支出予算および決算は、事業計画および事業報告



# 年間事業活動実施計画の大綱決る

六月十三日十四時より警会議室に於いて大森署長、小田副署長、其他数名の幹部の方々の御臨席を得て第一回理事會を開催し、左記議案を審議決定し、昭和五十二年度の年間事業活動の実施計画の大綱を決めた。



理事会

記

- 第一、昭和五十二年度事業活動実施計画に関する事項
- 第二、報告に関する事項
  - 1. 昭和五十二年四月～五月会計報告
  - 2. 青年部結成の状況報告
  - 3. 厚生委員会報告
  - 4. 広報委員会報告
- 第三、其他
  - 1. 増強の結果報告
  - 2. 人間ドックの利用報告
  - 3. 会員名簿作成について
  - 4. 其他

**相続税、贈与税等を研修した浴場部会**

去る六月十四日午前十時より群馬銀行池袋支店に於いて署より小田副署長他五名の幹部の方々の御臨席を得て、浴場部会研修會を香川部会長を中心に開催した。特にあいさつの中で小田副署長よりは自主的に開催された本日の會合の意義、並びに最近実施された特別減税についてふれ、尚確定申告書の内容の実態から法人会主催の會合に参加した者と、しない者との間に大きな能力の懸隔が生じていることを指摘し、法人会主催の研修會等に積極的に参加することの意義を強調した。

当日の研修會の次第は左記の通りで、参加者は会員及組合員等で四六名であった。



記  
一、開会のあいさつ 香川部会長

## 税務処理のポイントを研修した酒販部会税務研修會

- 二、副署長あいさつ 小田副署長
- 三、職員紹介 林第一統括官
- 四、浴場業の最近の申告状況と問題点 荒井第八統括官
- 五、相続税、贈与税のあらまし 中垣上席指導官
- 六、特別減税のあらまし 山本指導官
- 七、質疑応答 山本指導官
- 八、閉会のあいさつ 中村副部会長

六月十七日、十時より巢鴨信用金庫東池袋支店會議室に於いて、署より小田副署長、林第一統括官、宮武第五統括官、中垣上席指導官等の御出席を戴き岡村部会長を中心に酒販部会の税務研修會が行われた。当日は業種部会担当の永田副会長も之に参加し、又各講師の懇切ていねいな熱の入った説明に参加し



た八九名の部会員は非常に高度の税法を学習することが出来、其の参加の意義は大であった。

当日の内容は左記の通り。

記

- 一、開会のあいさつ 岡村部会長
- 二、副会長あいさつ (業種部会担当) 永田副会長
- 三、副署長あいさつ 小田副署長
- 四、職員紹介 林第一統括官
- 五、調査面からみた問題点 宮武第五統括官
- 六、税務処理のポイント 中垣上席指導官
- 七、特別減税のあらまし 山本指導官
- 八、印紙税の改正について 石塚上席調査官
- 九、質疑応答 吉村副部会長
- 十、閉会のあいさつ



特別減税説明會

## 関心をあつめた特別減税説明會

我が国に於いて初めてといわれる戻し税の特別減税説明會は、豊島区に於いても豊島税務署と(社)豊島法人会の共催により十二日間にわたり行われた。何しろいったんおさめた税金がかえってくるという関心と注目を呼び、出席も上々であった。

## 石巻法人会定時総會に

### 今井会長等四名参加

五月三十日午後三時より開始された(社)石巻法人会定時総會に姉妹法人会として招待を受けていた今井会長以下四名の者が之に参加し、石巻法人会定時総會を參觀した。尚終了後役員及会員との交歓をつくり、更に今後の強固な連携と情報交換等を行い法人会発展の為に協力しあうことを申しあわせた。

## 都税事務所だより

特別土地保有税(取得分)の申告納期のお知らせ

八月は、特別土地保有税(取得分)の申告納付月です。申告納税の必要な方は昭和五十一年七月一日から昭和五十二年六月三十日までの間に、次の面積の土地を取得した個人・法人です。

- ① 二十三区内については、一区内につき二、〇〇〇平方メートル以上。
- ② 都市計画区域のある市町村では、一市町村内につき五、〇〇〇平方メートル以上。
- ③ 「②」以外の市町村では、一市町村内につき一〇、〇〇〇平方メートル以上。

申告書の提出先は、資産所在地が二十三区内では都税事務所、二十三区外では市役所・町村役場です。

なお、取得した土地の用途が、国の一定の政策目的に沿ったものであるときは非課税とされる場合があります。この場合では、非課税申告書を提出していただきます。

詳細は、申告書の提出先又は主税局資産税部(都庁内線二三一五)まで。

二十三区内のこの税収入は、五六パーセントが都の財源に、四四パーセントが特別区の仕事の財源として使われます。



社長実務学

社長の癖と直し方

田中要人 (会社業務総合研究所長)

社長にとりつく悪い癖

社長は、よほど人がらのよい人でも、何か悪い癖がある。この癖で会社の業績を悪くしている例も多い。社長はなぜ悪い癖にとりつかれるのか――それは社員が社長に遠慮して、批判や意見を述べないからである。ある社長の息子で他人の飯を食ったことのない専務が、就業規則の改正案を作った。総務課長がまずい点を二、三指摘したら、「俺の案に難癖をつけるな」と立腹。そこで四、五人の課長と一緒に意見を述べたら、「お前らは徒党を組んで俺に反乱するのか」と怒鳴る始末。それから誰も専務に対して意見を言わなくなったという。これでは悪い癖がつるだけである。

会議などでも、社長が「君達には意見がないのか」と言うので意見を具申すると、「そんなことは分つとる」といった調子で素直に聞き容れない。結局、社長一人がしゃべっておしまいになる。これ

は企業にとってまことに恐いことだといえよう。社長には、各部門の実情が十分分っていないことが多い。だから、各部門の責任者から説明を聞き、意見を述べさせて判断しなければ、企業の運営を誤まることにもなりかねないであろう。

改めたい癖のいろいろ

社長に共通している悪い癖を次にあげてみよう。

- ① 言葉が汚くて口数が多いこと。「ほやほやするな」とか、「このぐらいいのと判っているんじゃないのか」と語気あらく浴びせられると、従業員は積極性を失うことだろう。
- ② 些細なことに文句を言うこと。殊にたたき上げの人に多いが、社長の言った文句が社内はどう響くかをよく考えなければならぬ。例えば、緊急用務に没頭している従業員に、「机の下に紙屑が散らばって見苦しいじゃないか」としつこ

く言えば、社員はやる気を失うだろう。

- ③ 人間的な扱いをしないこと。重役は重役、課長は課長として、また年輩者は年輩者、女子従業員は女子従業員として扱う。年輩の課長を取引相手の前で「こんなことでは駄目じゃないか。しつかりしろ」なんて叱ってはならない。
- ④ 短気で怒りやすいこと。社長は気が短かくて待てない。「理屈はいいからすぐやれ」と指示する。慎重な社員が「明日まで調べてからやります」と答えても「駄目だ、すぐやれ」と厳命する。これでは、よい結果の出るはずがない。まったく社長のわがままである。
- ⑤ 無理押しに仕事を進めること。結局失敗することが多い。
- ⑥ 処置や取扱いが相手によって相違し公正でないこと。甲には「よい」と言っても、乙には「いけない」と言っては、誰彼に恨みを買うことになる。
- ⑦ 古い考え方や仕来りで処置したり、決定したり、指示したりすること。従業員が四百人、五百人になっても、五人か十人時代の考え方や仕来りが抜けきらない。また社内の報告も、「見れば分かるから、どうでもいい」と言う。企業体では組織的に報告書を出さないと、各部門の実情を把握できない。
- ⑧ 部下に権限を与えて仕事を委せようとしめないこと。権限を与えて仕事を委せても、一々文句を言う。これでは権限を委任したことにはならない。権限を与えて仕事を委した以上、その権限内でやっ

悪い癖の原因を考える

社長も人間だから癖はある。しかし企業のトップとして経営にまづい影響をあたえるような癖はこまる。社長にそうした癖が出るのは、強い権力を持っているので、わがままのままを矯正する人がいないからである。また、社長の出身からくる癖もある。営業、製造、工務など出身部門での長い体験と習慣によって癖がつく。しかも長年の習慣で身についた癖はなかなか抜け切れない。

経営者は企業の組織と制度のもとで十分協議し、皆の意見を総合して自分の判断を修正、補充していくべきである。

悪い癖の反省と改め方

癖は本人にはわからない。知らぬ間に悪い癖が出るのである。だから社長は周りの者の意見を聞いて反省する。例えば幹部とゆっくりしたような時に、「俺の言動で気になったことはないか」などと聞いてみるのもよい。そして「なるほどそんなこともあっただろう。改めよう」というようなことになる。また、周りの

者からアンケートをとるのもよい。銀行の人、世話になつて居る人、学友、有力な仕入先や外注先などの関係者に意見を聞くこともできる。

- ① 社長の悪い癖を改める具体的な方法として次のことがあげられる。
- ② 組織を作ること。例えば、人事だと人事委員会を設置し、諮問したうえで決定する。つまり歯止めの組織である。
- ③ 業務についても研究会などを作る。社長の案を研究させたりえ実施を決定する。そうすれば社長の案がそのまま実施されるようなことはなくなる。
- ④ 専門家や権威者などの指導を受けること。社長の考え方の是非を具体的に指摘してもらって矯正する。
- ⑤ 側近者の意見をよく聞くこと。例えば秘書役、社長室長などに優秀な人材を選任し、折にふれて意見を出してもらうことである。
- ⑥ 常務会などを作る。この常務会などで重要事項を協議して判断し、決定するようにする。

癖をなおす上の留意点

社長の悪い癖を改めさせることについて、側近者が心がけなければならぬのは、悪い癖を本人にどうして自覚させるかということである。そのためには怒らせたり興奮させたりしないで本人がすんなり自覚して改めるように持つていく。例えば、こんな方法もある。「社長、

あの会社ではこんなことをやっています。うまいやり方だと思えますネ」と持ちかける。おそらく社長は、「なるほどそれはうまい手だ」と応えるだろう。つまり、社長のやり方を露骨に批判しないで、他社のよい事例を話すのである。しばらくすると社長は、「あの会社はこんなことをやっている。非常によいことだから、うちの会社でもすぐやろう」ということになる。こうして社長の悪い癖を直していく。そして、「社長、また癖が出ましたネ」と笑って言えるようにしたいものである。

(法人の税務六月号より転載)

税務署推奨の本を会員に限り特別価格で頒布します

(数に制限がありますので、電話でお早めにお申し込み下さい)

資産税の実務 (定価二、七〇〇円)  
経営者の税務読本 (定価八五〇円)  
土地、建物の税のテクニク (定価六五〇円)

社長の四季 (定価六五〇円)  
家族の四季 (定価六五〇円)  
(頒布価格並びに詳しいことは事務局に御照会下さい)



税のことわざ集 (3) 「知らぬ神よりなじみの鬼」



政財界から恐れられているほどの右翼の大物も税金には弱いということですから、一般納税者においておや。  
「税務署の者ですが」と切り出される税務調査の応待に、思わず身を堅くするのも致し方ないことでしょう。  
昔は「税務署は警察より怖い」とよくいわれ、世の中で一番怖いと思われていたようです。最近でもまだそのように思っている人がいるようです。

税務署でも「近づき易い税務署」「信頼される税務署」をモットーに、なんとかソフトにおつきあい願いたい、いろいろやっております。中でも申告指導官は「調査をやらぬ調査官」として説明会や質問の窓口となって活躍しています。  
会員の皆様は、説明会や講演会などで一度はお会いになっていると思えます。  
スマートな彼等を鬼にたとえては申し訳ないのですが、知らない神様よりなじみの鬼の方がつきあい易いという諺もあります。  
税務のことなら何でも気軽に申告指導官に相談するようにしましょう。



# 豊島区の風土記 (3)

## 《長崎の地名の二巻》

### 長崎の地名のおこり

長崎の地名のおこりについてははつきりしない。一説には、鎌倉時代に、執権北条氏の重臣であった長崎氏の領地であったからその名が付いたという。伊豆の韮山付近にも、長崎という地があって、そこが長崎氏の出た土地であるといわれている。九州の長崎も、もと深津江といっていたが、源頼朝の家人長崎小太郎が、文治年中にその地に任んでより、長崎と呼ぶようになったといえられている。

地元の古老が祖父より聞いた話として語ってくれたところによると、「細川侯(?)の屋敷が目白にあり、そこへさる大名が尋ねた折、その家来に長崎三大衛門という人がいて、その人が、「この付近は地質がよいから、さつまいもでも作ったらよからう」といったことが始まりで、このあたりでさつまいもを作るようになったという。そのことから、この人の名をとって長崎というようになったという。」しかし、この話はやはり伝承の

域を出ないようである。北条後頼(永祿二年一五五九)を見ると「江戸長崎十七貫三十文、太田新六郎知行分」とあるから、江戸時代以前に、すでに長崎という地名が使われていたのがわかる。この長崎は、現区内の他村よりは面積も広かったので、江戸時代には六つの小名に分かれ、のちにそれが十三字にと分かれたのである。

### 長崎村

長崎村は日本橋より二里半(約十軒)民戸五十九、東は池袋村、西は葛ヶ谷村、南は下落合村、北は上板橋村となっている。東西南北共に十町許り、雑司ヶ谷村より練馬村に通ずる往来がある、幅五間、用水は玉川の分水を引き沃ぐ、「新編武蔵風土記稿」に記されている。この玉川の分水とは千川上水のことである。正保の頃(一六四四〜八)には、幕府の直轄領以外は、太田、大草、木村の各氏の知行所となっていて、この三氏ともに御鷹匠であつたらしい。

### 名産長崎にんじん

「東京府志料」によると、長崎村は田より畑が多く、明治初年には、四十七町余に対し、畑が百八町余もあり、土質は黒土と赤土の交りであるとみえる。形勢



左図は有名な獅子舞。

### 長崎神社の獅子舞

毎年四月十三日に行われる長崎神社の獅子舞は三百年程前元禄の頃から続いているといわれ有名である。長崎神社は昔水川神社と呼ばれていたが、明治十七年長崎神社と改められ、素戔鳴命と稲田媛命を祭神としている。

# 夏は食中毒のシーズン たべものにご注意を!!

平塚 秀雄 (平塚胃腸病院長)

最近、和歌山県に集団コレラが流行し、有田市近郊はパニック状態になりかけた。コレラ菌は患者の糞便、吐物および保菌者の糞便中に存在し、これに汚染された飲食物によって経口感染するのであるが、そこで患者が流行地(フィリピン)に行ったことがあるかどうかの感染源の調査や大々的な検疫が行われた。わが国の厳重な防疫体制では、考えられもしなかったことであるが、つい先頃のWHO(世界保健機構)の機関紙に、和歌山県有田市がコレラ汚染地に指定されたと報ぜられ、文明国を誇るわが国にあっては如何にも屈辱的なショッキングのニュースであった。

このことについて思い出されるのが、学生時代に経験した下痢を主とする奇病の生体実験のことである。昭和二十二年暮から翌年春頃にかけて、新潟地方一帯に爆発的に下痢患者が発生したことがある。色々の研究や動物実験なども行ったがその正体がかめない。幸なことにこ

の下痢症にかかっても死亡者は皆無であったので、生体実験をしようということになった。当時は戦後の混乱期で職も思うようになく、第一に食糧難の最高潮の頃であった。食物は一四〇〇カロリーを確保し、なにがしの手当を与えるという条件で、この実験希望者を募集したところ、予防衛生研究所の前庭は收拾がつかなくなるほど多数の希望者でうめつくした。そこで止むなく医学生のみを対象にし、私もこれにこわこわと参加したのである。

実験というのは新潟から空輸されてくる患者の下痢便を飲むのである。これを牛乳にまぜて飲むのであるが、嗅ぐて飲めたものではない。大半の人が感汚した。モルモットのように毎日日々採血・尿されながら検査されたものである。後日、伝染性下痢症と命名されたがその後も各地で時々小流行がみられている。冬から春先が多いが、夏にもあり、また伝染力が強いので油断ができない。

原因はウイルスで下痢便の中に極めて多量にいたので、食事前の手洗いの実行が唯一の予防法である。ところで夏は食中毒のシーズンでもある。食中毒というのは食物自体に含まれる毒物(自然毒)によるものと、食物に混じている細菌によっておこるものがある。吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発熱等の急性胃腸炎の症状を呈するのであるが、その多くは細菌による感染性の食中毒である。腸炎ビブリオ、サルモネラ、病原性大腸菌、ウェルシュ菌などの細菌が食品に付着汚染されていると、食品を食べた人の腸内でこれら細菌が増え、食中毒症状を呈する。

厚生省の届出によると、毎年三〜四万人の人が食中毒にかかっているが、食中毒の発生しやすい季節は七月、八月、九月となっている。どんな食品が食中毒をおこしているかといえば、最も多いのが魚介類およびその加工品で、次いで野菜類とその加工品(とうふ、豆の煮つけなど)、三番目が穀類とその加工品(おにぎり)となっている。

- ① 食品衛生、管理の確かな店で買う
- ② 製造年月日の明記された食品を選ぶ
- ③ 家庭用の冷蔵庫に必要以上につめこまないこと
- ④ 調理前に十分洗い、十分に加熱する
- ⑤ 食事前の手洗いを励行する

以上ごくあたり前のことであるが、生で食べる魚介類の場合にはとくに注意しなればならない。また最も大事なことは、お互に排便後の手洗いだけは厳重にして欲しい。

また、夏休みなどで旅行する人も多いと思うが、水質の違う水を飲むと下痢し易い、旅行者下痢というものなどもあり今回のコレラのように流行地を旅行する場合は、決して生水を飲まないことである。またおかしいと思ったら決まらずに届出て、早期に手当をうけることが望ましい。

夏場は食中毒にかかり易い時期です。一寸した注意で予防し、快適な夏のバカンスを楽しんで下さい。



# 豊さん 島さんの 税務相談コーナー

## 福利厚生費をめぐる問題（その2）

従業員を対象にした、いわゆる「掛捨て」の生命保険料等を会社が負担しても課税されない！

大塚さん ところで、私どもの会社は、中小企業です。もし従業員に事故が発生したとしても、多額の見舞金等を支払うことがなかなかできません。

そのため、従業員全員を対象にして、従業員を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約を結びたいと考えております。

この契約に基づいて、会社が負担する保険料は福利厚生費となりますか。

島さん その生命保険が「掛捨て(定期保険)」のものであれば、原則として給与以外の損金となりますので、福利厚生費としてもよいでしょう。

### ＜参 考＞会社が負担した保険料の税務上の取扱い

区分	契約者	被保険者	受取人	法人の取扱い	個人の取扱い
掛捨ての生命保険料又は損害保険料		役員・ 使用人	役員又は 使用人等	原則として損金	課税されないが ① 役員又は使用人が剰余金等の支払を受けることになっているもの ② 役員だけを対象としているもの については、給与として課税される。
長期の損害保険契約に係る保険料で満期返戻金等の給付のあるもの	会社	役員・ 使用人	役員又は 使用人等	損金	課税されないが、役員だけを対象としている場合には給与として課税される。
長期の生命保険料	会社	役員・ 使用人	会社	資産計上	
		役員・ 使用人	役員又は 使用人等	経常的に負担している場合は損金	給与として課税される

(注) 会社が負担する保険料の額（給与等とされる社会保険料・生命保険料等の合計額）が月額 300円以下である場合には、課税されません。

前回に続いて「明るい窓口」を求めて、バンクカラーが、グリーンに新した「とみん銀行」の池袋支店を、ある爽やかな初夏の午後訪問した。「いらっしやいませ」の声に迎えられた店内は明るく、カウンターにはどこどころ縫いぐるみ人形が置いてあり親しみやすい。四人いる窓口係の女性の中で一番左の落着いた雰囲気をもつ人に声をかけてみる。胸のワッペンで宮川さんとする。

「いらっしやいませ」向けられた笑顔が明るい。入行以来窓口一筋と聞いた。

## 明るい窓口

“ベテランの笑顔”



(とみん銀行 池袋支店)

「お客様に親しみをもちたいことだと思います」

即座に答えてくれた。もう一つ質問。

「あなたはどのような点に心掛けていますか？」

「そうですね。まず挨拶です。明るく元気な声をかけること。そして常に笑顔でお客様をお迎えするように努めております。当行のビジョンの一つが地元の方と協調し、地元のお役にたつことなので、お客様に気楽にご来店いただける窓口でありたいと思っております。」

爽やかに答えてくれた笑顔に、ベテランの自信と貫禄の片鱗がちよっぴりのぞいた。

社会保険事務処理の委託は  
いかがですか!!

先日チラシをお送り致しましたが、未だお申し込みを受け付けて居りますので、御希望の方は出来るだけ早く事務局へお申し込み下さい。

(社)豊島法人会  
事務局へ  
☎(981)0034



- 事務処理委託
- 健康保険事務
- 厚生年金事務
- 労働保険事務



ご融資の種類	普通貸付	食品貸付	流通貸付	環境改善貸付 (無担保・無保証人)
ご利用になれる方	一般の中小企業(個人・法人)	●食品小売業 青果・魚介類・米穀・酒類・乳類・茶・パン・菓子 ●食品製造小売業 パン・めん類・とうふ・水産練製品・漬物・そうざい・菓子・乳酸菌飲料 ●総合食品小売業	卸売業及び小売業	環境衛生関係営業業者であって、環境衛生同業組合理事長等の推薦を受けた小企業
資金の使いみち	運転資金・設備資金	店舗、機械などの設備資金 共同購入運転資金	セルフサービス店、集配センター、共同施設、ショッピングセンターへの入居などの設備資金及び特定仕入資金	設備資金
ご融資額	一、二〇〇万円以内	一、八〇〇万円以内 事業協同組合等に限 り五、〇〇〇万円以内	一、八〇〇万円以内 (特定仕入資金は 一、二〇〇万円以内)	二五〇万円以内
ご返済期間	運 転……五年以内 設 備……七年以内	一〇年以内	一〇年以内	三年六カ月以内
その他				○利率等については経営改善貸付のその他欄をご参照下さい。

国民金融公庫の融資のご案内

国民金融公庫では中小企業のかたがたの為に色々な融資を行って居りますが、参考に一部ものを掲載致しました。  
 尚昭和五十二年六月二十七日以降の貸付分から普通貸付、特別貸付及環境貸付の基準金利八・一％(年利)が七・九％に引下げとなり、融資されることになりましたのでお知らせします。

◎ご相談はお気軽にお電話でもどうぞ……

東京都豊島区南池袋二丁目二六番五号  
(都民興業池袋ビル三・四階)

国民金融公庫池袋支店

電話(03)九八三二二二(一代)

従業員に対する住宅取得資金の貸付は無利息でよい

大塚さん 最近、土地の価額は以前に比べて、それほど値上りはしていませんが、やはり住居を建てるだけの土地を購入するには、多額のお金が必要になります。

それで、よく従業員から住宅取得資金の融資制度を設けてほしいと要望があるのですが……貸付利率をいくらにしたらよいのか困っているんですが。

島さん そうですね。土地、建物を取得するには、多額のお金が必要ですし、又借入をしますと、その金利もばかになりませんですね。

しかし、会社が従業員に住宅取得のための資金を貸付する場合、税法上の特典がありますので、利息はとらなくてもよいことになっているんですよ。

大塚さん これはよいことを聞きました。利息をとらないと、その経済的利益は、給与として課税されるということを聞きましたもので……。

ところで、役員に対して住宅取得資金の貸付をする場合も従業員と同様に無利息でもかまいませんか。

島さん いいえ、役員の場合、無利息にしますとその経済的利益について、報酬として課税されることになります。

役員に対して住宅取得資金の貸付をする場合には、おおむね年5%の利率により利息をとればよいでしょう。

しかし、「掛捨て」のものであっても、従業員が、その契約に基づく剰余金の割戻し等の支払を受けることになっている場合には、給与になってしまいます。

大塚さん 役員だけを対象にしたものも、まずいのでしょうか。

島さん おっしゃるとおり、役員だけを対象にした「掛捨て」の生命保険契約を締結し、会社が保険料を負担した場合には、給与となってしまいます。

それから、「いわゆる養老保険」については、「掛捨て」のものとは取扱いが異なり、被保険者及び保険金受取人が従業員、役員になりますと、原則として会社が負担した保険料は、給与となります。

大塚さん 仮に、役員又は従業員を被保険者とし、保険金受取人を会社とした養老保険の保険料を会社が支払った場合にも給与の問題が生じますか。

島さん そのような場合には、会社が支払った保険料は、貸借対照表に資産——例えば保険積立金——として計上することになりますね。

大塚さん 資産になるのですか?!

島さん と申しますのは、事故が発生した場合は勿論のこと、満期になった場合にも保険金の払戻しを受けますので、資産に計上するわけです。

〈参考〉役員及び使用人に対する貸付金について、次の区分により利息を徴収するとよい

区分	貸付の態様等	利率	
I	住宅等取得資金に充てるために貸付をする場合	役員	おおむね年5%
		使用人	—
II	災害疾病等により、生活資金の貸付をする場合	役員・使用人	—
III	一般(通常)の貸付で	使用者が他の金融機関等から借入れて貸付けた場合	その借入金の利率
		上記以外	役員・使用人 おおむね年10%

(注) 役員又は使用人に対する貸付金の利息で、その年又はその事業年度における合計額が5,000円以下である場合には、利息を徴収しなくても課税されない。

“すばらしい内容の作文を  
よんでみませんか”

# 中学生の 「税に関する作文」集 ①

## 税金と私たちの生活

豊島区立道和中学校

二年 田代 浩子

憲法第三十条には「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と国民の義務がはっきりと表わされている。税金は所得税や相続税などの直接税だけでなく、店で売っている商品や映画演劇の入場料金などにも間接税とよばれるものがかかっている。つまり、私たちの身のまわりのものすべてに税金がかかっているといえるだろう。

その税金が国の財政となり、各方面で使われているが、特に現在では社会保障、文化教育、国土保全費などの支出が多い。また憲法には「国は社会福祉の保障に努め、国民は健康で文化的な生活を営む権利をもつ」とも書かれている。

。憲法に示されているから前にあげた三つのこともあたりまえのように思っている人も少なくないと思う。

けれども第二次世界大戦中の資料を見ると当時の日本の財政支出は国防費すなわち国を強くするための費用にわかわれ、社会福祉国家ではなかったことがわかる。その頃に比べ国が国民につくしてくれていることが憲法でわかるだけでも十分ではないだろうか。

国民には納税の義務だけでなく、「国民は等しく教育を受ける権利をもち、親は子に教育を受けさせる義務がある」とも書かれている。私たちは九年間もの期間、国もしくは都、区からの援助を受け

そして施設、教材、課外活動に財政支出の大部分が使われている。そしてそのもとは国民の汗の結晶である税金が中心であるともいえよう。

私たちの生活を反省すると、大切な税金を使った公共物を大切につかっていたらどうか？

今、校内を見たところでも、ガラスや床、壁に破損箇所がある。机や椅子にもある。いつかは、それもものとおりになるが、なおすための費用は税金からでている。また物品だけでなく、学校給食費援助もある。給食費は自己で負担しているが、相当額の国の援助によってまかなわれている。その給食を食べているのだが、毎日パンや、おかず、牛乳などが残飯として山のように出され、捨ててしまう始末だ。

これらは身近にある一例だが、これだけを考えても税金がむだに使われていることがわかった。かつ、国の援助がなければ高いお金をはらわなければならぬ。その国の援助も国民からの税金がなければできない。納税の義務の大切さがわかったような気がする。

私たちは、納税制度をみなおすとともに、税金を無駄に使わないようにするにはどうしたらいいのかを、毎日の生活の中で考えなければいけないと思う。

(税務署より資料を提供して戴きました。連載で掲載したいと思います)

あゝとゝがゝき

青年部会が結成され、(社)豊島法人会も若返り厚みが増しました。之から更に若さと団結をもって推進して参り度いと思ひます。

会報も毎月発行にふみきろうと準備が進められて居ります。題号も一般化する為にと選考中です。何か名案がありましたらお知らせ下さい。

翌も七月の大異動で陣容も大きく変わりました。新しい陣容でバックアップして戴き、更に大きく躍進して参り度いと思ひます。

最後に御寄稿御協力賜わった平塚胃腸病院の院長先生、東京とみん銀行さん、又発行に際し御指導御協力を賜わった署の幹部の方々へ厚く御礼申し上げます。

発行 社団法人 豊島法人会

豊島区南池袋二の九の十六  
電話(03)九八五八九四〇  
(九八一)〇〇三三四

発行人 今井 剛

編集人 広報委員会  
印刷所 星光印刷株式会社